平成２７年（フ）第９号
熊本県八代郡氷川町鹿島1672番地20
債務者　木村　賢治
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　秀規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第２３０５号
札幌市中央区南５条西９丁目1014番地　サウス1014―603号
債務者　新沼　美穂
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８０号
横浜市中区本牧緑ケ丘25番地　ハイツ緑ヶ丘102号室
債務者　金子　弘幸
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　宏昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０１号
滋賀県野洲市高木230―26、住民票上の住所京都府宇治市宇治善法１番地の10
債務者　末吉　輝夫
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深尾　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１８号
釧路市若竹町17番16号　トシパレス13号
債務者　山口　祐介
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１４４１号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地３　346号棟503号室
債務者　今井由香里
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　智哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月23日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３号
新潟県佐渡市両津夷195番地４
債務者　齋藤　悦夫
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗田　佳和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第１５号
山口市泉都町５番25号
債務者　宮崎　和子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪俣　俊雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８９９号
横浜市緑区中山町316番地６　中谷ハイツ201号
債務者　梅木　　將
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３号
岐阜県山県市梅原672番地２、前住所岐阜県美濃市志摩79番地
債務者　山中　昭彦
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３４号
岐阜県山県市梅原672番地２、前住所岐阜県美濃市志摩79番地
債務者　山中ゆかり
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２８５号
札幌市白石区本通２丁目南６番37号
債務者　高橋　勝也
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　英貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２号
山形市南一番町10番36―601号　ノヴェルコート南一番町
債務者　齋野五兵衛
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３号
岩手県一関市宮坂町５番20号
債務者　小畑　一弘
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第２０９号
山形市印役町４丁目10番61号
債務者　水上　邦之
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１８号
山形市上町２丁目６番27号
債務者　逸見　明子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７号
山形県上山市宮脇62番地
債務者　鈴木さち子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
山形地方裁判所民事部